

平成 29 年度 第 3 回 長野市放課後子ども総合プラン推進委員会  
議事要旨

- 開催日時 平成 29 年 11 月 10 日（金） 午前 10 時から午前 11 時 40 分まで
- 場 所 市役所第二庁舎 10 階 会議室 203
- 出席委員 小山 隆 放課後子ども総合プラン運営委員会（浅川小学校区）  
堀内 澄子 長野市地域児童育成活動連絡協議会  
石坂 晶子 長野市 P T A 連合会  
石田 三千夫 長野市民生委員児童委員協議会  
内田 五月 放課後子ども総合プランコーディネーター（城山小学校区）  
大日方 進 長野市児童館館長・施設長会  
北澤 麻弥 放課後子ども総合プランアドバイザー  
丸田 俊也 長野上水内校長会（小学校校長会）  
山川 千恵子 公募委員  
吉池 優子 公募委員
- 出席事務局 14 人（上杉こども未来部長、櫻井こども政策課長、樋口教育次長副任、上石学校教育課長、町田保健給食課長ほか）
- 傍 聴 者 3 人
- 報道機関 2 社

○議事要旨

発言者	内容
事務局	1 開会 推進委員会として成立していることを報告 公開であることを説明  2 あいさつ こども未来部長  3 委嘱書交付  4 自己紹介  5 委員長及び副委員長選出 委員の互選により委員長に小山委員、委員長の指名により副委員長

	に堀内委員を選出
事務局	6 議事 長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン（素案）について説明
委員	ガイドラインの趣旨について、「運営内容等の水準の明確化」や「事業運営の基本的な考え方及び運営方針の決定に関する統一的なプロセスを示す」の表記を外したことにより、分かりにくいものになった。
事務局	ガイドラインは施設など現場における運営の手引きであることをより分かりやすくなるよう変更したものである。
委員	「手引き」であることは良いが、「基本的事項等」については明確に示されていない。
事務局	「基本的事項等」とは、「趣旨」に定める以外の部分になる。
委員	人事異動などでこのガイドラインがどうして必要となったのか分からなくなってしまう。
事務局	一連の経過については職員の間で共有を図る。
委員	第2章、「4 実施日」における「災害等で施設が運営できない状況になった場合等」は、文末の「保護者への連絡等を行う」にかかってくるので、その間の「実施しない場合には」は必要ない。 また、「4 実施日」と「6 実施時間の延長」には「等」が複数使われているが、不要なものがある。
事務局	「等」の取り扱いについては精査をする。「4 実施日」の「実施しない場合には」は、削除する方向で検討する。
委員	第3章、「3 児童の健康管理」において、「実施場所では」と変更した理由は。また、「努める」という述語に対して誰が努めるのかが不明確になってしまった。
事務局	ガイドラインは現場での手引きであることを明確にするため「実施場所では」としたものの。主語については検討したい。
委員	「3 健康管理」において、「医療機関につなげたりする」とあるが、どのようなことを想定しているのか。

事務局	<p>児童のけがや病気の際には保護者に連絡を取ってからの対応が基本になるが、緊急を要する場合にはすぐに救急車を要請するなどの対応が必要になる、という趣旨である。</p>
委員	<p>現場の対応として救急車を要請することはできるが、支援員が現場を離れることはできないので、医療機関に連れていくことはできない。このような表現で良いのか検討いただきたい。</p>
事務局	<p>文言については現場の実情に合うよう修正を検討する。 子どもの生命が第一であり、場合によっては学校の養護教諭に協力を求めることもできるので、各館のマニュアルで対応いただきたい。</p>
委員	<p>「4 おやつを提供」において、アンケート調査は、おやつを提供しようとする場合に実施すればよいのか、提供する予定がなくても毎年実施しなければならないのか。</p>
事務局	<p>毎年実施することをお願いしたいと考えている。</p>
委員	<p>「6 児童虐待が疑われる場合の対応」において、「7 いじめ等の防止」の対応と同様に、速やかに学校に連絡し、施設と学校が連携して対応する必要はないのか。</p>
事務局（学校教育課）	<p>学校は、学校外で起こったいじめや児童虐待についても把握し、対応しなければならないため、児童虐待が疑われる場合は速やかに学校に連絡をいただきたい。また、学校と情報を共有し、連携して対応いただきたい。</p>
委員	<p>第4章、「3 活動に際しての留意点」において、「活動の内容は、特定のものに偏ることのないよう配慮し、できるかぎり児童の要望を反映」の規定は、「2 コーディネーター」に移しても良いのではないのか。 また、「アドバイザー及び地域ボランティアの活用に努めます」も「2 コーディネーター」に同様の規定があり、整理できるのではないのか。 活動の提供の目安の回数については、できるだけファジーにさせていただくとありがたい。 数字を残すのであれば、月2回ないし3回程度、年間35回程度であれば、各施設で苦勞なく実施できるので、検討いただきたい。</p>
委員	<p>アドバイザーの謝金の使い方として、教材費にも支出できるようになればありがたい。</p>

委員	<p>また、中山間地にある施設にはアドバイザーが来ていただけない事情もある。</p> <p>私も回数についてはファジーにしていきたい。 「あのアドバイザーが来るのなら、施設には来ない」という子どもがいる。</p> <p>アドバイザー活動は子どもたちのためにあるものだが、子どもたち同士で遊びを計画しているところにアドバイザー活動を入れると、子どもたちは押し付けと感じてしまう。</p> <p>何のためにアドバイザー活動があるのか、子どもたちのために何が必要なのかを考えていただきたい。</p>
委員	<p>興味のないアドバイザー活動に参加したくない子どもの気持ちも分かるが、少し我慢させてみんなと一緒に参加させることも大切だ。</p>
委員	<p>放課後は子どもたちが自由に遊んで過ごせる時間であり、子どもたちに我慢をさせてはいけないと考える。</p>
委員	<p>子どもたちが喜ぶことを毎回やってはいけないのか。同じ人をお願いできないのには何か理由はあるのか。</p>
委員	<p>仕事をされていて予定が合わない人もいる。</p>
委員	<p>アドバイザー登録をしている人が多いにもかかわらず中山間地域に来ていただける人が少ないというのは、お金だけの問題なのか。</p>
委員	<p>行き帰りに時間がかかるといった問題がある。</p>
委員	<p>交通費もアドバイザーの負担となるのは大変だ。有料化によってその費用を確保できないのか。</p>
委員長	<p>そのことをガイドラインで対応するのは難しい。 たくさんご意見が出たので、ここまでの回答があればお願いしたい。</p>
事務局	<p>本市のプラン事業は、放課後児童健全育成事業と多様な体験活動、交流の機会等を提供する放課後子供教室とを一体的に実施することを特長としているため、アドバイザー活動はぜひお願いしたい。</p> <p>実施回数については、これまで規定しておらず施設によって差が生じている。実施が少ない施設の回数をできるだけ引き上げたいことから、目安として週1回程度、年間35回程度とした。これは文部科学省が、単発的ではなく継続的な実施を求めて示した回数である。</p>

委員	<p>なお、夏季休業中などに集中して実施していただくことも想定している。</p> <p>長野市は放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を合わせて実施しているが、放課後子供教室だけここに当てはめるのはちょっと違うのではないか。</p>
事務局	<p>ガイドラインには放課後子供教室だけ当てはめているということではない。</p>
委員	<p>年間52週あるところ週1回実施して年間35回とはどういうことか。週1回程度の実施が現場の負担になるのであれば、先ほど提案のあった月2回ないし3回程度、年間35回程度と修正できないか。</p>
事務局	<p>通常であれば年間52週であるが、夏季休業などもあるため、年間35回はそれらを引いた数である。</p> <p>「週1回程度」は、実施がどうしても困難であれば、必ずしも残さなくてはならない規定ではない。</p>
委員	<p>午後5時には保護者が迎えに来るため、アドバイザー活動は午後4時までに終了しなければならず、午後3時ごろから始めるには、学校が早く終わる日に活動を入れなくてはならない。このため月に2回ないし3回しかできないが、そのような限られた日に来ていただけるアドバイザーは限定されてしまう。</p> <p>また、夏休みは、プール実施日以外は半数程度しか来所せず、一部の子どもたちを対象に活動を提供して良いのかということが問題になる。</p> <p>そのような状況を配慮して、回数は明記しない方が良い。</p>
事務局	<p>例えば「年間35回程度」のみであれば可能なのか。</p>
委員	<p>その程度であれば、努力目標として大丈夫だと思う。</p>
委員	<p>この素案には、これまで審議してきたことがかなり反映されていて、しっかりしたものができたと感じるし、現場にとってガイドラインの存在はありがたいと思う。</p> <p>子どもの数が多い施設では、支援員の仕事も大変であり、アドバイザーが来てくれることを、ありがたいと感じているのではないか。</p> <p>コーディネーターも活動内容に偏りが無いよう配慮いただいている。</p> <p>話は変わるが、子どもの登録数が増えすぎてしまった場合、入所を</p>

事務局	<p>断ることはできるのか。</p> <p>利用者が増えた場合は、児童館・児童センターと子どもプラザの間で児童の割り振りを変える、また、学校と調整して子どもプラザの施設を拡大することで対応したいと考えている。</p>
委員	<p>第5章、「1 衛生管理」で「必要な医薬品その他の医療品」とあるが、医薬品、医療品はそれぞれ何を指しているのか。</p>
事務局	<p>学校の現場では、内服薬などは与えないことになっている。医薬品としては、けがに対応するための消毒液など、その他には体温計や添え木などが考えられる。</p>
委員	<p>学校と比べると子どもたちの滞在時間も短いので、簡単な救急用品のみで良いのではないか。国の運営指針をそのまま引用する必要はない。</p>
委員長	<p>事務局は検討いただきたい。</p>
委員	<p>11月3日の朝日新聞に、厚生労働大臣は、放課後児童クラブの質の向上策を検討する有識者委員会を来週に設置する方針との記事が掲載されたが、何か情報はあるか。</p>
事務局	<p>今のところ国からの情報提供はない。</p>
委員	<p>これから検討するので、結果はおそらく2年後ぐらいになるだろうが、ガイドラインもそれに合わせて直すのか。</p>
事務局	<p>ガイドラインは、国が平成27年に策定した運営指針がベースである。運営指針が変われば、それに対応してガイドラインを修正する。</p>
委員長	<p>ガイドラインについては、これから関係する方々の意見を伺うとのことで、現場の意見を良く聞いていただき、子どもたちにとってより良い支援ができるよう策定を進めていただきたい。</p>
事務局	<p>皆様からは、さまざまなご意見をいただいた。</p> <p>ガイドラインを作成する際に、市内93施設それぞれの実情がある中で、統一的なものになるよう配慮した。</p> <p>これから現場のご意見も聴きながら、分かりやすいものをつくっていきたい。</p> <p>また、具体的なものとする、また、難しくなく、量を増やさな</p>

委員	<p>いことにも配慮し、趣旨についても行政用語が多く分かりにくいため見直した。</p> <p>しかしながら、全体を通して、言葉足らずであったり、言葉が過ぎたりするというご意見もあったので、その点は次回に向けて検討したい。</p> <p>長野市の場合、地域や施設によって大きな違いがあるが、その中である程度集約し、統一することが必要であると考えます。</p> <p>7 その他</p> <p>来年度から児童センターで行っているプランが子どもプラザに統合される所があるが、一般児童として児童センターに来ている子どもたちが行ける場所をつくっていただくといいと思う。</p> <p>例えば公民館を開放するなど、子どもたちの受け皿を考えていただきたい。</p>
事務局	<p>地域での子どもたちの居場所については研究していきたい。</p>
委員	<p>地域での安心な子どもたちの居場所が減ってきている。</p> <p>また、急に家の方が病気や事故で入院して、学校の先生から施設で子どもを預かってもらいたいとお願いされた場合、学校が面倒をみるべきという意見と、施設で受け入れてもいいのではないかという意見があるが、どのように考えるか。</p>
事務局	<p>登録手続きを事後承認することによりプラン施設で受け入れできると考える。</p>
委員	<p>例えば、1回だけの利用だから利用料は500円にするなどの配慮はしないのか。</p>
事務局	<p>現在、日額での利用は制度に予定していない。</p>
事務局（学校教育課）	<p>お子さんや保護者の状況など個々の事情は全て違うので、担任が中心となって、よく事情をお聴きしながら対応することになる。</p> <p>1週間ほどの期間で利用料を負担するかどうかは保護者の判断であり、その点も個々の状況に応じて判断することとなる。</p>
事務局	<p>次回、第3回推進委員会の開催日程について説明</p> <p>8 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>